

第3期宮古島市子ども・子育て支援事業計画の一部変更について



令和8年3月26日

宮古島市 こども家庭局 子育て支援課

計画変更の概要

1. 子ども・子育て支援法改正への対応(新規事業を計画に記載)

新たに創設された「満三歳以上限定小規模保育事業」および「乳幼児等通園支援制度(誰でも通園制度)」の量の見込み(将来の利用見込み)とそれに対応する確保方策(受入体制)を計画に盛り込む

2. 保育施設の再編に伴う見直し(確保方策の数値の変更)

6つの区域(平良北、平良南、城辺、上野、下地、伊良部)ごとに、公立保育所・幼稚園のことも園化を進めている。その進捗にあわせ、伊良部地区および城辺地区の確保方策を実態に合わせて更新

3. 防犯対策の強化(取組内容を新たに記載)

フェンスや防犯カメラ、非常用通報装置等といった防犯対策設備の設置に要する経費について、補助金を活用できるよう、計画内に具体的な取組を明文化

変更① 法改正に伴う計画変更(新規事業の追加)

新規事業の概要



①満三歳以上限定小規模保育事業

原則0～2歳児を対象とした小規模保育施設について、地域の実情^(※)に応じ、3～5歳児の保育が可能となる事業

(※)過疎地やへき地など近くに保育施設がない場合や、兄弟で別々の施設に通園せざるを得ない場合など。

→量の見込みと確保方策の数値を新たに計画に記載



②乳幼児等通園支援制度(誰でも通園制度)

保育所等に通園していない、生後6ヶ月から満3歳未満の児童が対象で、保護者の就労の有無に関わらず、一定時間^(※)まで柔軟に保育施設を利用できる制度

(※)利用者は最大10時間まで利用可能

→量の見込みは掲載済み。確保方策の数値を追記

◆施行時期

令和8年4月1日より施行

◆計画に掲載する理由

令和8年4月1日の施行に向け、本計画において、「量の見込み」と「確保方策」の数値を記載する必要がある。

満三歳以上限定小規模保育の量の見込みと確保方策

- ◆ 市内保育施設において、3～5歳のこどもを受け入れる定員数にまだまだ余裕があるため、今ある施設数で安定した保育環境の提供は可能だと考えている。
- ◆ 就学前児童数は年々減少傾向にあることから、計画期間中に本事業による新たな施設整備・開園等は予定なし。
- ◆ そのため、本事業による新たな確保方策は「0」として計上

※赤字で表記した部分を追加

		3歳以上 教育のみ	3歳以上 (2号認定)		3歳以上 (3号認定)	
		(1号認定)	教育	保育	1・2歳	0歳
①量の見込み		100	191	1,077	689	174
確保の内容	幼稚園	165	0	0	0	0
	認定こども園	158	0	399	239	56
	保育所	0	0	705	534	164
	私立幼稚園	38	0	0	0	0
	地域型（小規模、事業所内）	0	0	0	105	42
	満三歳以上限定小規模	0	0	0	0	0
	企業主導型	0	0	21	28	13
②確保計				1,125	906	275
差引 ②-①		▲ 100	▲ 191	48	217	101

※満三歳以上児の量の見込みについては「①量の見込み」に包含されるため、本表に追加計上はしていない。

※記載箇所は、まだありますが、紙面のスペース上、割愛しています。

乳幼児等通園支援制度(誰でも通園制度)の量の見込みと確保方策

◆【算出方法】

①必要受入時間数

0歳6ヶ月から満3歳未満の未就園児童数 × 月一定時間(10時間)

※上記の算出式に利用割合(利用意向率)を乗じて算出することも可能

②必要利用定員(量の見込み)

必要受入時間数 ÷ 定員一人1月当たりの受入可能時間数(月66時間=3時間×22日)

◆【試算例:0歳児の場合】

令和6年4月1日時点での0歳の未就園児は190人。このうち、令和6年度に実施したニーズ調査において、約半数が利用意向を示していることか、算定式にあてはめると、0歳児の必要利用定員数は15人となる。

○必要受入時間数: $190人 \times 10時間 \times 50\%$ (利用意向率) = 950

○必要利用定員: $950 \div 66 = 14.39 \div 15$

○確保数: 公立と私立の各1園、あわせて計2園での実施。各年齢ごとに、1施設あたり1日1人分(計2人分の枠)を確保

0歳	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み①	15人日	15人日	15人日	15人日	15人日
確保の内容②	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
差引 ②-①	▲13人日	▲13人日	▲13人日	▲13人日	▲13人日

※1,2歳の量の見込み及び確保方策について、紙面のスペース上、割愛しています。

変更② 保育施設の再編に伴う見直し(確保方策の変更)

各地区の概要



①伊良部地区

- ✓ 令和9年4月1日、旧伊良部小学校跡地に「私立佐良浜こども園」が開園予定
- ✓ 佐良浜こども園の新設に伴い、現在運営中の公立佐良浜保育所は閉園。



②城辺地区

- ✓ 令和8年度に公立西城保育所と西城幼稚園を一つにしてこども園にする計画を進めていましたが、給食の提供方法に課題があり、現在関係部署と調整中。
- ✓ 今後は、令和8年度中に課題を整理し、保護者や地域住民等と意見交換を実施した上で、令和9年度でのこども園化を目指したい。

◆各地区の進捗状況に合わせ、教育・保育施設の確保方策を変更

<参考> 認定区分別の教育・保育施設の量の見込みと確保方策(令和7~11年)より

城辺地区

令和6年度

		3歳以上 教育のみ (1号認定)		3歳以上 (2号認定)		3歳未満保育 (3号認定)	
		教育のみ	保育	教育	保育	1-2歳	0歳
①量の見込み		6	11	64	40	9	
確保の内容	幼稚園	11	0	0	0	0	
	認定こども園	11	0	39	18	3	
	保育所	0	0	51	26	3	
	私立幼稚園	0	0	0	0	0	
	幼稚園(小規模、専攻型等)	0	0	0	0	0	
	認可外(小規模)等	0	0	0	0	0	
	企業主導型	0	0	0	0	0	
②確保計		22	0	90	44	6	
差引 ②-①		5		26	4	▲3	

令和9年度

		3歳以上 教育のみ (1号認定)		3歳以上 (2号認定)		3歳未満保育 (3号認定)	
		教育のみ	保育	教育	保育	1-2歳	0歳
①量の見込み		6	11	58	44	9	
確保の内容	幼稚園	0	0	0	0	0	
	認定こども園	26	0	63	36	9	
	保育所	0	0	12	8	0	
	私立幼稚園	0	0	0	0	0	
	幼稚園(小規模、専攻型等)	0	0	0	0	0	
	認可外(小規模)等	0	0	0	0	0	
	企業主導型	0	0	0	0	0	
②確保計		26	0	75	44	9	
差引 ②-①		9		17	0	0	

伊良部地区

令和8年度

		3歳以上 教育のみ (1号認定)		3歳以上 (2号認定)		3歳未満保育 (3号認定)	
		教育のみ	保育	教育	保育	1-2歳	0歳
①量の見込み		5	10	57	36	8	
確保の内容	幼稚園	0	0	0	0	0	
	認定こども園	9	0	51	29	6	
	保育所	0	0	31	16	3	
	私立幼稚園	0	0	0	0	0	
	幼稚園(小規模、専攻型等)	0	0	0	0	0	
	認可外(小規模)等	0	0	0	0	0	
	企業主導型	0	0	0	0	0	
②確保計		9	0	82	45	9	
差引 ②-①		▲4		25	9	1	

令和9年度

		3歳以上 教育のみ (1号認定)		3歳以上 (2号認定)		3歳未満保育 (3号認定)	
		教育のみ	保育	教育	保育	1-2歳	0歳
①量の見込み		5	10	52	39	8	
確保の内容	幼稚園	0	0	0	0	0	
	認定こども園	29	0	76	39	11	
	保育所	0	0	0	0	0	
	私立幼稚園	0	0	0	0	0	
	幼稚園(小規模、専攻型等)	0	0	0	0	0	
	認可外(小規模)等	0	0	0	0	0	
	企業主導型	0	0	0	0	0	
②確保計		29	0	76	39	11	
差引 ②-①		14		24	0	3	

※変更箇所は、まだありますが、紙面のスペース上、割愛しています。

変更③ 防犯対策の強化(取組内容を新たに追記)

安全・安心な保育環境の確保



防犯設備の設置

- ✓ 防犯カメラや非常用通報装置の設置、門・フェンス等の外構の整備・修繕等に要する経費について、国の補助金を活用できるよう、計画内に具体的な取り組みを明文化
- ✓ 基本目標3「子どもと子育て家庭の安全・安心環境づくり」に位置付け

※赤枠で囲った部分を追加

No.	取り組み名	内容	主担当課
1.	交通安全意識の向上に向けた取り組みの推進 <small>新</small>	保育・教育施設及び小中学校において情報提供をはじめ、関係機関と連携した交通安全意識の醸成を図る取り組みを推進します。	子育て支援課 こども未来課 学校教育課
2.	通学路等の安全点検の実施 <small>新</small>	各学校等で、通学路における交通安全上の危険箇所の調査を行うとともに、その結果を基に必要なに応じて、改善対策を実施します。	子育て支援課 こども未来課 学校教育課
3.	防犯意識の醸成 <small>新</small>	市のホームページやSNS、広報などの各種媒体を活用し、防犯や不審者に関する情報提供を行います。	子育て支援課 こども未来課 学校教育課
4.	施設等の安全対策設備の設置・維持管理	不審者の侵入防止や緊急時の迅速な対応を目的として、防犯カメラや非常通報装置の設置、門・フェンス等の外構設備の整備及び修繕を推進します。	子育て支援課

計画の変更箇所、主な変更内容および変更理由

変更箇所	主な変更内容	変更理由
第6章109～120頁	満三歳以上限定小規模保育事業の「量の見込み」及び「確保方策数」を追加	子ども・子育て支援法改正に伴い、新規事業の「量の見込み」と「確保方策」を計画に記載する必要があるため
第6章127頁	乳児等通園支援制度の「量の見込み」及び「確保方策数」を変更	子ども・子育て支援法改正に伴い、新規事業の「量の見込み」と「確保方策」を計画に記載する必要があるため
第6章109～120頁	教育・保育施設の確保方策数の変更	伊良部地区および城辺地区における保育施設の再編計画の見直しのため
第5章89頁	基本目標3「子どもと子育て家庭の安全・安心の環境づくり」の取組内容を一部追加	施設等の安全対策整備の設置・維持管理に係る経費について、国庫補助を活用できるようにするため

計画変更に係るスケジュール



＜参考＞計画変更手続きに関する規定

必要な手続	根拠規定	規定の内容
子ども・子育て会議の意見聴取	子ども・子育て支援法第61条第7項	市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を(中略)変更しようとするときは、(中略)審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を(中略)聴かななければならない。
沖縄県への協議	子ども・子育て支援法第61条第9項	市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を(中略)変更しようとするときは、都道府県に協議しなければならない。